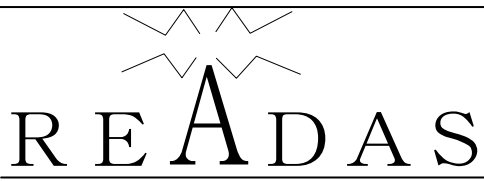


第 4926 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月20日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 外国人の配偶者控除等

**Q**：私は外国人です。1年以上日本に住んでいます。昨年からは事業を始めました。母国にいる配偶者や家族は控除の対象になりますか？

**A**：対象になります。

### 【解説】

配偶者控除や扶養控除は、「居住者」が「控除対象配偶者」や「控除対象扶養親族」を有している場合に適用できることとなっており、控除対象配偶者や控除対象扶養親族の「合計所得金額が38万円以下」で、「居住者と生計を一にする」ことが要件となっています。

この場合の居住者とは、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人」をいい、国内に住所を有するかどうかは客観的事実によって判定されるが国内での勤務が1年以上の予定であれば居住者と推定されることとなっています。

また、生計が一かどうかは、家族と同居していなくても、常に生活費等を送金していれば生計が一であるとされています。

なお、合計所得金額には非居住者（外国にいる家族）の外国での所得金額は含まれないことになっていますので、外国でいくら所得があったとしても「合計所得金額が38万円以下」の要件は満たすことになります。

このようなことから、本人が家族に生活費等を送金しており、生計を一にしているということが確認できれば、配偶者控除や扶養控除の対象にすることが認められるでしょう。

